

# 高根沢町

## 教育大綱・教育振興基本計画



(令和8年度▶令和12年度)

## 目次

---

### 第1章 計画の概要

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2章 教育行政

- 1 教育をめぐる社会の状況・・・・・・・・・・ 3
- 2 国の教育振興基本計画の2つのコンセプト・・・・・ 4
- 3 教育行政の基本理念・基本方針・・・・・・・・・・ 4
  - (1) 教育行政の基本理念・・・・・・・・・・ 4
  - (2) 教育行政の基本方針・・・・・・・・・・ 4

### 第3章 学校教育分野

- 1 学校教育の基本理念・・・・・・・・・・ 5
- 2 学校教育の基本目標・・・・・・・・・・ 5
  - (1) 学校教育の基本目標・・・・・・・・・・ 5
  - (2) 学校教育の基本的方向性・・・・・・・・・・ 6
- 3 学校教育の基本施策・取組・・・・・・・・・・ 6

### 第4章 社会教育分野

- 1 社会教育の基本理念・・・・・・・・・・ 9
  - (1) 社会教育の基本理念・・・・・・・・・・ 9
  - (2) 社会教育の基本方針・・・・・・・・・・ 9
- 2 社会教育の基本目標・・・・・・・・・・ 10
- 3 社会教育の基本施策・取組・・・・・・・・・・ 11



## 第1章 計画の概要

### 1 策定の趣旨

「教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。また、「教育振興基本計画」は、教育基本法に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、本町の教育の振興のための基本的計画を定めるものです。

町では、「教育大綱」及び「教育振興基本計画」の2つの計画が、本町教育行政の基本となる方向性を示し、意を同じくするものであることから、2つを一体として「高根沢町教育大綱・教育振興基本計画」を令和3年6月に策定し、教育行政を推進してきました。

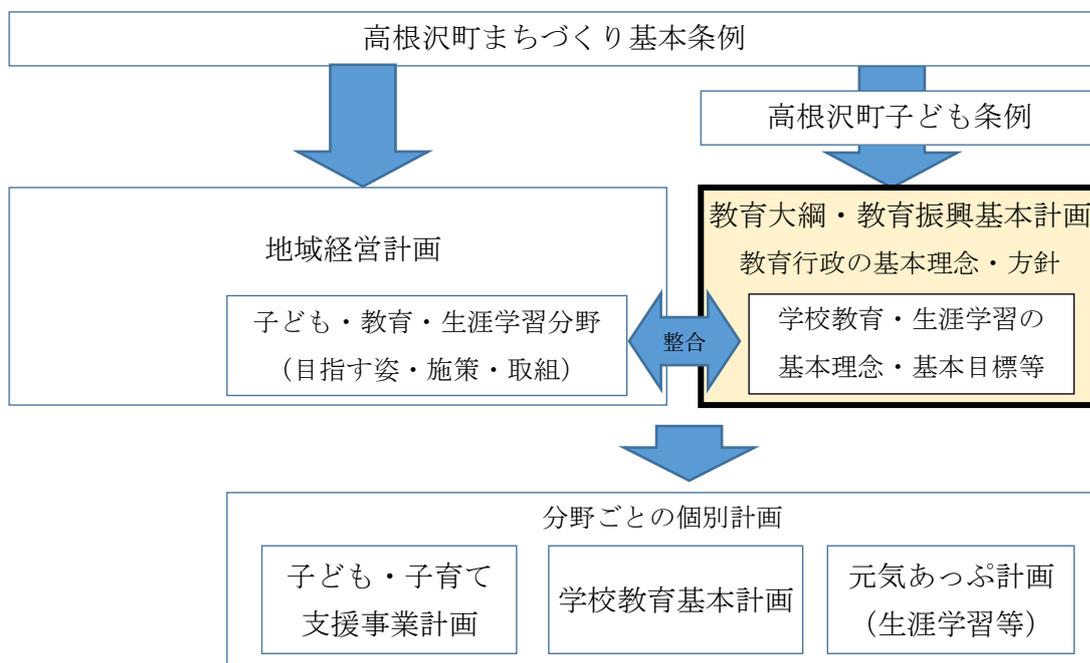
この計画の計画期間が、令和7年度に最終年度を迎えることから、今後の社会変化等の見通しを踏まえ、令和8年度以降の本町教育行政の基本的な理念・方針等を定めることにより、教育行政の一層の推進を図ることを目的として策定するものです。

### 2 策定の考え方

「高根沢町教育大綱・教育振興基本計画」は、国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年度～令和9年度）を参酌するとともに、本町の最上位計画である「高根沢町地域経営計画2026」（令和8年度～令和12年度）との整合を図って策定するものとします。

なお、「高根沢町教育大綱・教育振興基本計画」の推進に当たっては、この計画で示す基本的な理念・方針等に基づき、「学校教育」、「社会教育」などの分野ごとの個別計画により、具体的な施策・事業を推進・展開していきます。

## ○計画の位置づけ・体系図



### 3 計画の構成

本計画は、4章で構成しています。第1章に計画の概要、第2章に教育行政全体の基本理念・基本方針を示し、第3章・第4章にそれぞれ学校教育分野・社会教育分野の基本理念・基本目標等を示しています。

### 4 計画期間

計画期間は、「高根沢町地域経営計画2026」（令和8年度～令和12年度）の計画期間に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 第2章 教育行政

### 1 教育をめぐる社会の状況

#### ○将来の予測が困難なVUCAの時代

現代は、将来の予測が困難な時代であり、変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。近年発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化、気候変動等の環境問題など、グローバルな課題や危機に対応する強靭さや持続性を持った社会の構築が重要な課題となっており、予測できない未来に向けて、自ら社会を創り出していくという視点から、持続可能な社会の作り手の育成が求められています。また、AIやロボットの発達、デジタル人材やグリーン（脱炭素）人材の不足などにより、今後は問題発見能力や的確な予測、革新性といった能力の育成が一層求められています。

#### ○少子高齢化、多様化が進む社会

現在の生産年齢人口である15歳～64歳の人口は、2050年には現在の2/3に減少すると推計されています。特に、地方における人口減少・高齢化が顕著であり、社会・経済の活力・水準の維持が危ぶまれる状況にあります。そのため、将来にわたって社会制度を持続可能なものとし、活力あふれる社会を実現していくためには、新たなイノベーションにつながる取組を推進する人材の育成や、多様な人材の社会参画を進めることが求められています。

また、社会のグローバル化・多様化の進行と合わせて、子どもたちが抱える困難が多様化・複雑化する中で、障害の有無や文化的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要があります。

#### ○日本社会に根差したウェルビーイング

近年、経済的豊かさのみならず、精神的豊かさや健康までを含めて幸福や生きがい捉えるウェルビーイングの考え方が重要視されてきています。ウェルビーイングは、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものであり、個人を取り巻く地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。ウェルビーイングの捉え方は、多様な個人それぞれに異なっており、我が国においては利他性、協調性など人とのつながり・関係性が重要な要素であることから、その特徴や良さを生かし、教育を通じて、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

またさらに、生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としたウェルビーイングを実現する視点も重要です。

## 2 国の教育振興基本計画の2つのコンセプト

このような社会状況の中で、国の第4期教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)では、2040年以降の社会を展望した教育の在り方として、次の2つのコンセプトを示しています。

(1) 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていくための主体性、リーダーシップ、課題解決能力などを備えた人材の育成を図る必要があること。

(2) 多様な個人それぞれが、幸せや生きがい、豊かさを感じられるよう、人とのつながりや利他性、協調性、自己肯定感や自己実現などを調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを、教育を通じて向上させていくことが求められていること。

## 3 教育行政の基本理念・基本方針

教育基本法の前文では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことがうたわれています。

この教育基本法の基本理念に基づき、本町の教育行政の基本理念を次のとおり定めるとともに、国の教育振興基本計画の基本的方向性を踏まえ、本町の教育行政の基本方針を、3つの方針に整理しました。

### (1) 教育行政の基本理念

ふるさとの自然と文化を愛するとともに、人とのつながりを大切にし、心豊かでたくましく、未来を創造する人材を育みます

### (2) 教育行政の基本方針

**方針1** グローバル化する社会の持続的発展に向けて学び続ける人材を育成します

**方針2** 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育を推進します

**方針3** 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育を推進します

## 第3章 学校教育分野

### 1 学校教育の基本理念

古くから関東平野を代表する米所として知られている本町では、近年、都市化が進んだものの、人と自然が程よく調和する町として発展を続けており、先人から受け継いできた豊かな自然、文化、そして地域の人々が支え合う“結いの心”のもとで、ふるさと高根沢を愛する子どもたちを育んできました。

また、教育行政の基本理念に掲げた「ふるさとの自然と文化を愛するとともに、人のつながりを大切に、心豊かでたくましく、未来を創造する人材」を育むためには、「将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく資質・能力」を備えた子どもたちを育成することが求められています。

学校教育においては、このような資質・能力を備えた子どもたちの育成を図るとともに、本町の“結いの心”の理念を引き継いでいく観点から、学校教育の基本理念を次のとおりとします。

#### ■学校教育の基本理念

ふるさと高根沢を愛し、自らの夢に向かって未来をたくましく生き抜く子どもを育てます

### 2 学校教育の基本目標

#### (1) 学校教育の基本目標

学校教育の基本理念に掲げた「ふるさと高根沢を愛し、自らの夢に向かって未来をたくましく生き抜く子ども」の育成に向けては、これまでの学校教育の中で目指してきた「生きる力」の育成を、引き続き重点として推進していくとともに、そのために必要となる「知識・技術の習得」や、「身に付けた知識・技能を活用するための思考力・判断力・表現力の育成」、「学びに向かう力・人間性の涵養\*」を一体として進めていく必要があります。

その中では特に、子どもたちが夢と志をもって挑戦し、多様な人々と互いに認め合い、協働して社会変化を乗り越えていくための原動力となる「学びに向かう力」（主体的な「学ぶ意欲」）が重要です。このような「主体的に学習に向かう態度」の源泉となる、内発的動機づけや意識の醸成のためには、子どもたち一人一人が、自分のよさに気づき、自信を持って前向きに挑戦するための「自己肯定感」や、自分が他者に認められ、社会に必要とされていると感じることを通じて、自尊感情を高めるとともに他者を尊重し、協働して課題解決に向かえるようになるための「自己有用感」を育む必要があります。

\*「涵養」：自然に水が染み込むようにゆっくりと養い育てること

また、教育行政の基本方針2に掲げた「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育」の観点からは、様々な課題を抱える子どもたちが等しく安心して楽しく学ぶことのできる環境の整備や、学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を発揮して連携・協力を図るとともに、子どもたち一人一人の声を聞き、興味・関心、発達の特性、教育ニーズ等に応じた指導による「個別最適化された学び」を提供していくことが重要です。

これらの観点を踏まえ、学校教育の基本目標を、次の2つに設定しました。

## ■学校教育の基本目標

### 基本目標1

自信をもって何事にも意欲的に取り組む子どもを育てます

### 基本目標2

一人一人が安心して楽しく学べる学校をつくります

関連するSDGsの目標



## (2) 学校教育の基本的方向性

本町では、平成24年度から、「高根沢町小中一貫教育基本計画」及び「高根沢町小中一貫教育実施計画（第Ⅰ期（H24～H26）」による小中一貫教育を開始し、義務教育9年間で児童生徒を育てるという視点に立って、小中学校間の密接な連携を図る教育を推進してきました。

第Ⅱ期（H27～H29）では、第Ⅰ期で作成した指導計画による教育活動の実践や取組内容の重点化を進め、第Ⅲ期（H30～R2）では、それまでの成果と課題を踏まえ、この取組を統一された全町的なものへと進化させて、更なる実践を図ってきたところです。

これらの実践の結果、小中一貫教育は、様々な教育において相乗的に効果を上げ、現状、既に本町の学校教育において欠かせない基盤として機能していることから、小中一貫教育の推進を、本町の学校教育の基本的方向性とします。

### 学校教育の基本的方向性

「小中一貫教育の推進」を学校教育の基盤とします

## 3 学校教育の基本施策・取組

学校教育の基本理念・基本目標の実現に向けて、その基本施策と主な取組を次のとおりとし、小中一貫教育を基盤としながら、それぞれの取組において具体的な事業の推進を図ります。

- 基本目標1に掲げた「自信をもって何事にも意欲的に取り組む子ども」を育成するため、知・徳・体にわたる「生きる力」を構成する「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を基本施策として推進する中で、自己肯定感や学ぶ意欲の醸成を図ります。
- 基本目標2に掲げた「一人一人が安心して楽しく学べる学校」をつくるため、「教育環境支援の充実」、「安心・安全な学校づくり」、「地域とともにある学校づくり」を基本施策として推進します。

学校教育の基本理念・基本目標・基本施策・主な取組

基本理念	基本目標	基本施策	主な取組
自らを大切に高根沢を愛し、自らの夢に向かって未来をたくましく生き抜く子どもを育てます	① 自信をもって何事にも意欲的に取り組む子どもを育てます。	確かな学力の育成	① 学ぶ意欲を高める学習指導の充実 ② ICT教育の推進 ③ 英語教育の推進
		豊かな心の育成	① 児童生徒指導の充実 ② 道徳教育の充実 ③ 人権教育の推進 ④ キャリア教育の推進 ⑤ 読書活動の推進
		健やかな体の育成	① 食育の充実 ② 体力の向上 ③ 保健教育の充実
	② UVSが、一人一人が安心して楽しく学べる学校を	教育環境支援の充実	① 特別支援教育の充実 ② 教育相談支援の充実 ③ 不登校対策・支援の充実 ④ 経済的に不安定な家庭に対する支援 ⑤ 文化スポーツ活動の支援
		安心・安全な学校づくり	① 学校安全教育の充実 ② 通学安全体制の整備 ③ 学校教育施設の整備
		地域とともにある学校づくり	① コミュニティスクール「みんなの学校」の推進 ② 地域との連携の充実 ③ 小規模特認校制度の充実



## 第4章 社会教育分野

### 1 社会教育の基本理念

#### (1) 社会教育の基本理念

「未来につながる 心豊かな 人づくり」

#### (2) 社会教育の基本方針

本町のまちづくりの基本理念である「希望の持てるまちを後世に引き継いでいく」を受けて、全ての町民が生涯学習・スポーツ・男女共同参画に関する学びを通して、個々の個性と能力を十分に発揮しながら、心豊かな人生を送り、未来への担い手を育む人づくりを目指します。また、個々人が主体的に学び、伝えることを通して、一人一人が主役となって安心と希望に満ちたまちづくりを目指します。

学びを通して  
人とつながる 生涯学習  
(生涯学習)

基本理念  
「未来につながる 心豊かな 人づくり」

いつまでも楽しめる  
スポーツライフ  
(スポーツ)

共に認め合う  
多様な価値観  
(男女共同参画)

## 2 社会教育の基本目標

基本理念の実現のため、生涯学習・スポーツ・男女共同参画推進のそれぞれの基本目標を次のとおり掲げます。

関連するSDGsの目標



### (1)「学びを通して 人とつながる 生涯学習」(生涯学習推進の基本目標)

---

生涯学習推進の基本目標に「学びを通して 人とつながる 生涯学習」を掲げます。

町民がウェルビーイングの考え方である心豊かで生きがいのある人生を送ることができるよう、全ての町民に対して、様々なライフステージに応じた「誰もが・いつでも・どこでも」学べる生涯学習の機会の提供、「つながり」や「学びと活動の好循環」を育む場の環境整備、情報提供をしていきます。

また、町民一人一人が自発的、主体的な意思に基づき、様々な分野で学習して自己実現に向かい、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学んだことを活かせる生涯学習のまちを目指します。

### (2)「いつまでも楽しめる スポーツライフ」(スポーツ推進の基本目標)

---

スポーツ推進の基本目標に「いつまでも楽しめる スポーツライフ」を掲げます。

スポーツは人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求に応える世界共通の人類の文化です。心身の両面を健全に育むスポーツは、明るく、豊かで活力に満ちた社会の形成や、人の心身の健全な発達に必要な不可欠なものです。「町民ひとり1スポーツ」をスローガンとして、多様なライフスタイルやライフステージに応じてスポーツと親しみ、生き生きとした人生を送れるよう、各種施策や事業を着実に実施・推進していきます。

### (3)「共に認め合う 多様な価値観」(男女共同参画推進の基本目標)

---

男女共同参画推進の基本目標に「共に認め合う 多様な価値観」を掲げます。

性別などにかかわらず、一人一人の人権が尊重されて自分らしく生きられる豊かな暮らしを目指します。



### 3 社会教育の基本施策・取組

社会教育の3つの基本目標の実現に向けて、具体的な基本施策と主な取組を以下のとおり体系立て推進していきます。

#### 社会教育の基本理念・基本目標・基本施策・主な取組

基本理念	基本目標	基本施策	主な取組
未来につながる 心豊かな 人づくり	学びを通して 人とつながる 生涯学習	地域社会の担い手を育てよう	①青少年の健全育成 ②各種団体の支援 ③学校支援地域本部の推進 ④地域コミュニティ活動の推進
		共に学び、高め合おう	①家庭教育の支援 ②ライフステージに応じた学びの支援 ③学びの情報発信
		文化芸術に触れよう	①地域文化活動の推進 ②歴史民俗資料館の活用
		文化財を受け継いでいこう	①文化財の保護・活用
		本に親しもう	①図書館利用者の促進 ②図書館情報センターの活用 ③子どもたちの多様な読書機会の確保
		施設を活用してみんなで学ぼう	①生涯学習・スポーツ施設の活用促進 ②安心して安全な生涯学習・スポーツ施設の管理
	いつまでも楽しめる スポーツライフ	スポーツをやってみよう	①スポーツに触れる機会の充実 ②生涯スポーツの推進 ③スポーツによる健康・体力の増進
		スポーツを支える人づくりをしよう	①スポーツ活動の活性化
	共に認め合う 多様な価値観	互いに理解し尊重し合おう	①男女共同参画の推進 ②DV・児童虐待の防止

## < 参考 > SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGsは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの国際目標で、「誰一人取り残さない」社会を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成されています。

本町では、SDGsの達成に向けた取組を通じて「持続可能なまちづくり」を進めています。

	<p><b>目標1</b> 【貧困をなくそう】 あらゆる貧困を終わらせる</p>		<p><b>目標2</b> 【飢餓をゼロに】 飢餓を終わらせ、安定して十分な食料と栄養を確保し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p><b>目標3</b> 【すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p><b>目標4</b> 【質の高い教育をみんなに】 全ての人に包摂的（一定の範囲を網羅している）で質の高い教育を確保し、生涯学習を促進する</p>
	<p><b>目標5</b> 【ジェンダー平等を実現しよう】 ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女性のエンパワーメント（不利な立場を変える考え方）を図る</p>		<p><b>目標6</b> 【安全な水とトイレを世界中に】 全ての人が安全な水源と衛生施設を利用できるようにする</p>
	<p><b>目標7</b> 【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】 手頃な価格で、信頼できる持続可能な現代エネルギーを全ての人々が利用できるようにする</p>		<p><b>目標8</b> 【働きがいも経済成長も】 全ての人にとって包摂的で持続可能な経済成長と雇用、働きがいのある仕事を促進する</p>
	<p><b>目標9</b> 【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱なインフラを設備し、持続可能な産業化を促進し技術革新を育てる</p>		<p><b>目標10</b> 【人や国の不平等をなくそう】 国内及び国家間の不平等を是正する</p>
	<p><b>目標11</b> 【住み続けられるまちづくりを】 都市を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>		<p><b>目標12</b> 【つくる責任つかう責任】 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
	<p><b>目標13</b> 【気候変動に具体的な対策を】 気候変動とその影響に取り組むため、緊急の対策を取る</p>		<p><b>目標14</b> 【海の豊かさを守ろう】 世界の海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p><b>目標15</b> 【陸の豊かさを守ろう】 持続可能な形で森林を管理し、砂漠化に対処し、土地の劣化を食い止め、生物多様性の損失に歯止めをかける</p>		<p><b>目標16</b> 【平和と公正をすべての人に】 持続可能な開発のため、平和で包摂的社会を促進し、全ての人に司法へのアクセスを提供する制度を構築する</p>
	<p><b>目標17</b> 【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のためのグローバルなパートナーシップを活性化する</p>		

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS





高根沢町教育大綱・教育振興基本計画

令和8年1月策定

高 根 沢 町